

1.点検評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条において、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について毎年点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

玉名市教育委員会では、外部評価委員会による点検及び評価を実施し、その結果をまとめましたので公表いたします。

2. 点検の対象

令和6年度に点検評価を行う事業は、令和5年度に玉名市教育委員会が実施した下記事業としました。

3. 令和5年度評価事業

1. 小・中学校図書整備事業
2. 文化財保護活用拠点施設(仮称:玉名市文化財管理センター)整備事業
3. 生涯学習推進事業
4. 競技スポーツ大会補助事業